法務省矯少第148号 平成27年5月27日

矯正管区長 殿 少年院長 殿 刑事施設の長 殿(鹿児島、沖縄)(参考送付) 少年鑑別所長 殿(参考送付) 矯正研修所長 殿(参考送付)

法務省矯正局長 小川新二(公印省略)

職業能力習得報奨金に関する訓令の運用について(依命通達)標記について、下記のとおり定め、職業能力習得報奨金に関する訓令(平成27年法務省矯少訓第18号大臣訓令。以下「訓令」という。)の施行の日(平成27年6月1日)から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

記

- 1 報奨金月額の決定(訓令第3条関係)
 - (1) 職業指導の成績は、次の項目についてそれぞれ10点満点で評価するものとする。
 - ア 職業上有用な知識及び技能の習得程度
 - イ 指導中の意欲及び態度
 - (2) 報奨金月額は、最高額を439円、最低額を320円とし、各在院者の上記(1)のア及びイの点数の合計に応じたものとなるようにするものとする。
 - (3) 施設における各月の報奨金月額の総額は、その月の報奨金決定者の総数に380円を乗じた額を超えないものとする。
- 2 報奨金月額等の記録及び告知 (訓令第5条関係)
 - (1) 在院者の職業指導の成績は職業指導成績表(別紙1)に、在院者ごとの報奨金月額及び報奨金計算額は職業能力習得報奨金計算額基帳(別紙2)に、それぞれ記録するものとする。

- (2) 報奨金月額及び報奨金計算額を在院者に告知したときは、職業能力習得報奨金計算額基帳の該当する月の備考欄に告知日及び告知した旨を記載するものとする。
- 3 移送の際の引継ぎ(訓令第6条関係)
 - (1) 在院者を移送する場合における報奨金計算額の引継ぎは、職業能力習得報奨金計算額基帳により行うものとする。
 - (2) 月の途中で在院者を移送する場合の当月分の職業指導の成績については、移送元施設において暫定的な職業指導成績表を作成し、移送先施設に引き継ぐものとする。

職業指導成績表(〇〇科)

○○年○○月分

	入院番号			成績					
通番		氏 名	職業上有用 な知識及び 技能の習得 程度(点)	指導中の意 欲及び態度 (点)	点数計	評語	報奨金月額 (円)	備考(評価の具体的理由等)	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
	合計								

- 注(1)「評語」欄には、点数に対応する評語を記入すること。
 - (2) 人員に応じて行を増減して差し支えない。

職業能力習得報奨金計算額基帳

入院番号	
氏 名	

年月日	摘 要	受	払	残	備考

- 注(1)報奨金月額を決定したときは、「摘要」欄に「●年●月分報奨金月額」と記載すること。
 - (2) 法第25条第4項の規定により報奨金を支給したときは、支給した理由を「摘要」欄に記載すること。 (例) 申出により支給(●●のため。)
 - (3) 必要に応じて行を増減して差し支えない。